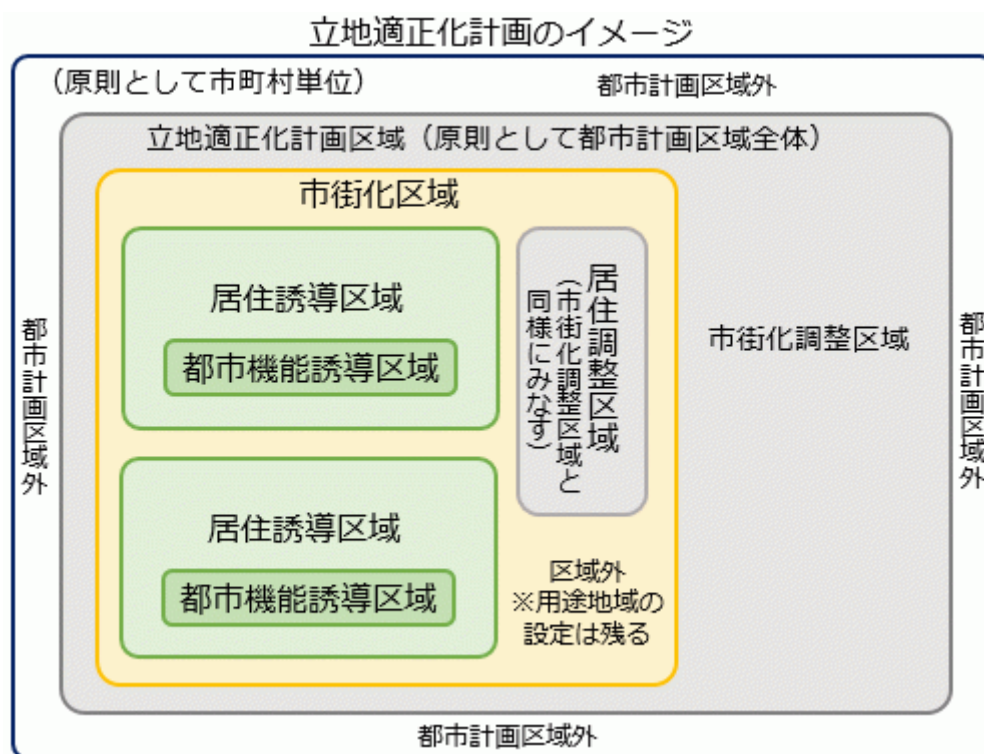


「立地適正化計画」は、2014年8月1日に施行された「改正都市再生特別措置法」に基づいて、都市が縮退の時代を迎えるに当たり、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携を都市の将来像の基軸に据え、それへの「誘導」を図るべく、全国の自治体で策定が進められている計画である。

立地適正化計画のスキームとしては、都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分かれている場合には市街化区域、これが分かれていない場合（非線引き区域）にはその全体を対象としたうえで、その一部に「居住誘導区域」を設け、その中になかに「都市機能誘導区域」を設定し、さらに、居住誘導区域の外側（市街化区域内、非線引き区域の場合は都市計画区域内）に、居住の集積や新たな住宅地化を防止し、将来的なインフラ投資を抑制しようとする「居住調整区域」を配置することができるというもの（居住調整区域の設定は任意）。なお、今後の人口増加が見込まれるような地域であっても、土砂災害の危険性が高いところなどは居住誘導区域に含まないようにする措置がとられるほか、任意で「跡地等管理区域」「駐車場配置適正化区域」などが設定される場合もある。

(図表 1)



(注) 平野雅之「いま知っておきたい「立地適正化計画のポイント」」(ALLABOUT,2017.6.28)による。

2017年11月16日に経済財政諮問会議に有識者委員から提示された提出資料によれば、国立社会保障・人口問題研究所の資料において、2030年時点の人口見通しが作成されていない福島県を除く全国の都道府県の1683市町村中、平成29年7月31日現在で立地適正化計画が策定済の市町村は110と全市

町村の 6.5%にとどまっている。このうち 2030 年の人口が 2015 年比で 20%以上減少すると見込まれる 509 市町村中、立地適正化計画が策定済みなのはわずか 5 市町村であることが判明している（図表 2）。経済財政諮問会議の有識者委員はこれを受けて、当日、国土交通省は、関係省庁と協力して、2030 年までに人口が 2 割以上減少する見込みの約 500 市町村のうち、都市計画区域を有するすべての市町村（国土交通省都市計画課によれば、現時点ではこれに該当する市町村数は約 300 市町村であるとしている）が 3 年以内に立地適正化計画を策定するよう促すべきであると提言した。現在、国土形成計画において、コンパクト&ネットワーク構想が標榜されている中で、人口減少が著しいと見込まれる市町村において、立地適正化計画への取り組みが優先的になされるべきであることは、国土形成計画の目標実現の観点から当然手掛けられるべきことであり、その早期の具体化が望まれる。

（図表 2）

～2030年までに人口が2割以上減少すると見込まれる約500の自治体のうち、計画を策定したのは5団体にとどまる～

人口変化率 (2015年→2030年)	市町村数	うち計画策定 済の市町村数	計画策定済 市町村の割合 (%)
増加	83	4	4.8
減少率10%未満	445	50	11.2
減少率10%～ 20%未満	646	51	7.9
減少率20%～ 30%未満	431	5	1.2
減少率30%以上	78	0	0.0
合計	1683	110	6.5

（備考）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」、国土交通省「立地適正化計画作成の取組状況（平成29年7月31日現在）」により作成。人口見通しが作成されていない福島県の市町村を除く。

また、関東地方整備局が平成 27 年に実施した、立地適正化計画の策定意向のある管内 45 市町村へのアンケート(回答数は 38 市町村)によると、立地適正化計画が進まない大きな理由として、「大変苦慮している」事項を見ると「居住誘導区域の設定」、「都市機能誘導区域の設定」、「居住誘導のための施策」の順に多く、「大変苦慮している」に「苦慮している」の合計を見ても、「居住誘導区域の設定」、「都市機能誘導区域の設定」が多い。居住誘導と都市機能誘導という立地適正化計画の根幹をなす区域設定の優先度をめぐる議論の難度が高いことがうかがえる。逆に「余り苦慮していない」事項としては、「将来都市像の設定」、「具体的な目標設定」、「都市機能誘導区域の設定」が多い。既存の都市計画を踏襲する形での対応が可能のためとみられる。また、「居住調整地域の設定」について苦慮が少ないのは、当該区域の設定が任意であるため、多くの市町村がその設定を回避しているためであると見られる。

(図表3) 立地適正化計画策定に当たり苦慮している事項(回答比率: %)

	大変苦慮	苦慮	余り苦慮していない	全く苦慮していない	未回答	合計
将来都市像の設定	13.2	15.8	31.6	5.3	34.2	100
具体的な目標設定	13.2	23.7	15.8	2.6	44.7	100
都市機能誘導区域の設定	21.1	18.4	13.2	2.6	44.7	100
居住誘導区域の設定	26.3	21.1	0	2.6	50.0	100
居住調整地域の設定	2.6	0	2.6	0	94.7	100
誘導施設の設定	13.2	21.1	2.6	0	63.2	100
都市機能を誘導するための施策	10.5	18.4	2.6	0	68.4	100
居住誘導するための施策	18.4	13.2	0	0	68.4	100
住民の合意形成	15.8	7.8	0	0	76.3	100
その他	2.6	0	0	0	97.4	100

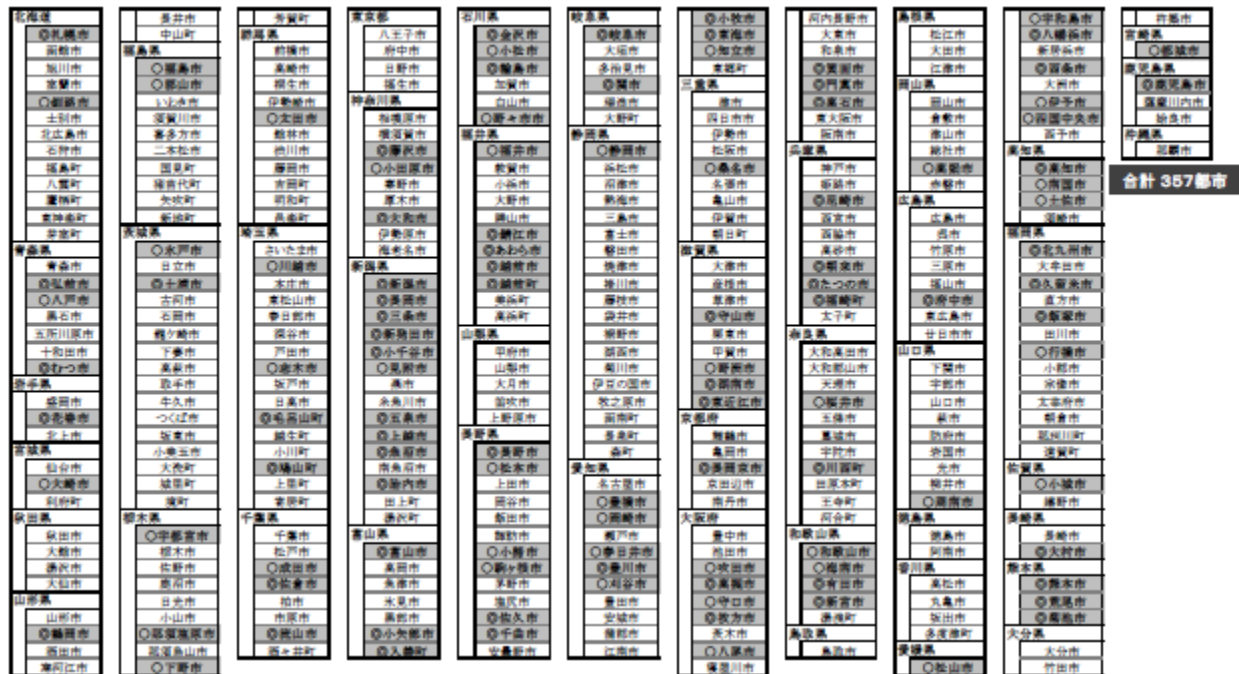
(注) 平成27年度に実施された関東地方整備局による調査結果である。

(参考) 全国における立地適正化計画の策定状況(図表2の数値とは必ずしも一致していない)

※平成29年7月31日までに作成・公表の都市()

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村(○: 66都市)、都市機能誘導区域のみ設定した市町村(○: 46都市)

(平成29年7月31日時点)



(注) 国土交通省調査による。

(荒井 俊行)